

太子町介護保険事業計画等推進委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、太子町介護保険事業計画等推進委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第 2 条 会議の傍聴人の定員は定めない。ただし、会場における適正人数を超える場合は、傍聴人の数を制限できる。

(傍聴の手続き)

第 3 条 会議を傍聴する者は、受付で住所及び氏名を記入し、太子町介護保険事業計画等推進委員会の事務局（以下「事務局」という。）の指示に従い入室することとする。

(傍聴にあたっての遵守事項)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、私語を慎み、静かに傍聴すること。
- (2) 会議における発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 会場において、飲食をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画及び録音等をしないこと。ただし、太子町介護保険事業計画等推進委員会の会長（以下「会長」という。）が認めたときを除く。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会議の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為はしないこと。

(事務局の指示)

第 5 条 傍聴人は、事務局の職員に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 6 条 傍聴人がこの要領に違反し、注意を促してもなお従わないときは、会場から退場させることができる。

(補則)

第 7 条 この要領に定めのない事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。